

旅費規程

制定 2013年7月16日

改正 2023年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）の会員が会務のため出張する場合、並びに山行等の下見、及び山行時の係として参加する場合における支給旅費について定める。

(支給基準)

第2条 この規程における旅費の支給は、次の各号に掲げる場合に限る。

- (1) 役員が幹事会の承認を得て出張する場合。
- (2) 役員が重要な他支部行事、又は他団体の行事に出席する場合は、1名に限り出張扱いとする。
この場合において、宿泊費は実費精算とし、1泊8,000円を上限とする。
- (3) 幹事会の命により会員が出張する場合。
- (4) 本支部が主催する山行のうち幹事会で認めた山行の下見に行く場合、及び山行時の係として参加する場合。この場合の旅費の支出の原資は、支部会費からは充当しないものとする。

(支給旅費)

第3条 旅費は、利用した経路に基づき、別表に従って算出する。

(精算)

第4条 出張による旅費を請求する者は、所定の旅費請求書に必要事項を記載し、領収書を添付した上、財務委員長の承認を得て旅費の支給を受けるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

この規定は2013年8月1日より施行する。

この規程は2024年1月1日より施行する。

(規程管理責任者：財務委員会委員長)

別表

種別	支給旅費
鉄道運賃	1 最寄駅を基点とし、出張先の最寄駅まで（またはその逆）とする。 2 運賃および普通車指定席料金を原則とし、領収書に基づく実費とする。 3 新幹線の利用は 100 k m以上とする。
航空運賃	1 航空機の利用は 1,000km 以上となる遠隔地に適用する。ただし、航空運賃は、実費とする。 2 航空機を利用した場合、航空運賃以外は、原則として旅費に含まない。
バス運賃	1 高速バスを利用した場合、高速バス運賃以外は、旅費に含まない。
車賃	1 自家用車を使用した場合、ガソリン代、及び高速料金とする。 2 ガソリン代は、走行キロ÷8km×145 円で算定する。 3 ガソリン単価は、市場価格の動向に応じて変更できる。
山行旅費	1 立川駅を基点とし、目的地までの往復の実費とする。